

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	市民税課

契約業者名・住所	株式会社アイネス・東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
工事等の名称	個人市民税帳票作成等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	63,556,650円
工事等の概要	課税決定等に係る帳票類の作成、封入封緘、成果品の納品について
随意契約の理由	<p>本業務を民間業者に委託するにあたっては、作業の正確性や個人の所得内容及び家庭事情等の個人情報保護、行政事務の機密保持等が要求されることから、請負業者に対する信頼性が問題となってくるため、請負業者の選定において総合的な判断が不可欠となる。</p> <p>また、「松戸市住民系基幹情報システム再構築」により、令和3年3月に現行システムのリプレースを実施したが、新システムの安定稼働を図りつつ当面業務遂行することが納税者に対しての最優先課題であると考えられる。</p> <p>この課題を解決し、本業務の連続性・一貫性を考慮し、当初課税業務及び例月処理を支障なく遂行するためには、税システムの構築、納付書、各種帳票等の設計に携わってきた事業者の本業務を履行させることが最も適当である。</p> <p>従って、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し随意契約とするものです。</p>

